

～契約締結前交付書面集～

上場有価証券等書面

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

投資一任契約の契約締結前交付書面

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」(※ 1)といいます。)の売買等(※ 2)を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、別紙に定める所定の手数料を設定します。
- ・ 上記に加え、その他の費用が発生する場合があります。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※ 3)といいます。) の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによっ

て損失が生じるおそれがあります。

・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますので、ご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ 上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

※ 1 「上場有価証券等」には、国内の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。

※ 2 「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※ 3 「裏付け資産」が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社ウェルスウイングにおける上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・金融商品取引所の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ、または代理
- ・立会外取引による委託注文の媒介、取次ぎ、または代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ、または代理

当社が自己で直接の相手方となる売買の概要

当社では、単元未満の売買が発生しうるサービスにおける株式の売買は単元未満株式か単元以上の株式かに関わらず、当社との相対取引で執行されます。従いまして、取次ぎに係る委託手数料は発生しませんが、別紙のとおり相対売買時の手数料がかかります。

自己で直接の相手方となる売買を行うことに伴う影響

上場有価証券等をお取引されることに伴い、生ずることとなるリスクは、上記「上場有価証券のお取引にあたってのリスクについて」のとおりですが、自己で直接の相手方となる売買には、その他に、その特性に伴う次の可能性があります。

当社が特定銘柄のお取引のご注文を受けた場合、当社は、自己勘定により、お客さまのご注文に対応するためのカバー取引の注文を取引所へ発注します。この時、当該カバー注文が、お客さまとの取引価格である取引市場価格の形成に影響を及ぼす可能性があります。

当社の概要 <商号等>

株式会社スマートプラス

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3031号

<本店所在地>

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目8番10号住友
不動産九段ビル9階

<加入協会>

日本証券業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業
協会・一般社団法人資産運用業協会

<指定紛争解決機関>

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談セン
ター

<資本金(資本準備金含む)>

6,623,611,000円(2026年3月末時点)

<主な事業>

金融商品取引業(第一種金融商品取引業・第二種金融
商品取引業・投資運用業)

<設立年月>

平成29年3月

<連絡先>

お手続き、お問い合わせ等に関しては、当社カスタ
マーサポートセンターまでご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口
で承っております。

所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目8番
10号住友不動産九段ビル9階

株式会社スマートプラス・コンプライアンス部

電話番号：050-1745-7336

受付時間：月曜日～金曜日8:30-17:30(祝日、年末年
始を除く)

※下記メールアドレスでもお問い合わせを受け付けて
おります。

電子メール：smartplus_compliance@smartplus-sec.com

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目
1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00-17:00 (祝日等を除く)

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN(※)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。

・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF

及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。

・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただき、又はお問い合わせください。

※ 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

2020年11月26日 株式会社スマートプラス

2021年3月26日	改定
2023年8月4日	改定
2024年5月1日	改定
2024年10月4日	改定
2026年5月1日	改定

ウェルスウイングにおける売買手数料

買い取引	0円
売り取引	<p>お客様による戦略変更、全部売却・一部売却に係る売り取引については売却時の市場価格から1.0%のスプレッドを設定した額を取引の価格とします。</p> <p>（お客様による戦略変更、全部売却・一部売却によらないリバランスによる売り取引についてはスプレッドは設定されません。）</p> <p>※市場価格とは取引日の国内株式、国内ETFの始値とします（前場中に取引が成立しなかった場合、注文は失効いたします）。</p>

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭、及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。本書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・当社では、有価証券や金銭のお預かりについては、料金をいただいております。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭、及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の固有財産と分別して記帳、及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、有価証券の売買等に関して、証券取引口座を設定していただいたうえで、お客様から金銭・有価証券の預託を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款その他の規程等に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の証券取引約款その他の規程等の変更
に同意されない場合
- ・やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

<商号等>

株式会社スマートプラス

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3031号

<本店所在地>

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1 丁目 8 番 10 号住友不動産九段ビル 9 階

<加入協会>

日本証券業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会・一般社団法人資産運用業協会

<指定紛争解決機関>

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談セン

ター

<資本金（資本準備金含む）>

6,623,611,000 円 (2026年3月末時点)

<主な事業>

金融商品取引業（第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業・投資運用業）

<設立年月>

平成29年3月

<連絡先>

お手続き、お問い合わせ等に関しては、当社カスタマーサポートセンターまでご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

所在地：〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目8番10号住友不動産九段ビル9階

株式会社スマートプラス・コンプライアンス部

電話番号：050-1745-7336

受付時間：月曜日～金曜日8:30–17:30（祝日、年末年始を除く）

※下記メールアドレスでもお問い合わせを受け付けております。

電子メール：smartplus_compliance@smartplus-sec.com

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解

決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品
あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目
1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機
関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00 – 17:00 (祝日等を除
く)

2020年11月26日 株式会社スマートプラス

2021年3月26日 改定

2023年8月4日 改定

2024年5月1日 改定

2026年5月1日 改定

投資一任契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

投資一任契約を締結する上でのリスク、留意点がこの書面に記載されています。ご確認ください。ご不明な点は、契約締結前に当社にご確認ください。

お客様と当社の投資一任契約は、お客様が投資一任約款等各種必要書面を確認し、それを承諾した時点で締結されます。

投資一任契約が成立した後、お客様が買付けたポートフォリオについて当社がお客様に代わり資産の管理・運用を行います(以下、当サービスと表記します)。当サービスは、当社が保有する一定のロジックに基づき算出した複数のポートフォリオの中から景況感と、リスク許容度の質問を通じてお客様に選択いただいたポートフォリオの方針に沿った運用を行います。

当サービスは、運用期間中ポートフォリオの運用を自動的に行います。お客様がご自身でリバランス等の運用を行うことはできません。また、取引機会の提供・取引費用の低減によりお客様の利益に資すると判断し、単元に満たない国内株式、国内ETFの取引を行うため、当社がお客様の売買の相手方となる店頭取引を行うことがあります。

この場合、以下の事項を開示いたします。

- ・当社との間での店頭取引を行った旨
- ・自己取引・委託取引の別
- ・取引実施日
- ・証券種別・銘柄、売買の別、数量及び価格

上記について不同意となる場合には、当サービスをご解約いただく必要があります。

当サービスは、お客様ご自身でご利用するインターネットコースと、ご利用開始後にコンサルティング等のサービスが付帯して提供されるIFAコースの2コースがあります。

① インターネットコースは、お客様ご自身で当サービス専用アプリケーションを操作して当サービスをご利用いただくコースです。金融商品仲介業者を介して当サービスをご紹介した場合にもインターネットコースを選択することが出来ます。インターネットコースを選択した場合は、金融商品仲介業者を介して当サービスをご紹介した場合であっても、サービス利用開始後に、担当する営業員のコンサルティング、フォローアップ等は受けられません。

② IFAコースは当サービスのご利用開始後も金融商品仲介業者の担当する営業員からお客様の資産状況等を踏まえたコンサルティング、アドバイスといった当サービスご利用のフォローアップ等を継続的に受けることが出来るコースです。金融商品仲介業者を介して当サービスをご紹介されたお客様のみが選択することが出来ます。IFAコースでは、インターネットコースでの当サービスに係る手数料に加えて、当サービスのご利用のために証券総合口座に入金をした際に所定の率を乗じた金額を買付手数料としていただきます。

お客様は、当サービスを利用する間に、当社所定の方法によりコースの変更を行うことが出来ます。

お客様に負担していただく手数料、諸費用については、「手数料など諸費用について」に記載いたします。

当サービスの運用は国内株式、国内ETFを用いて行うため、預かり資産の時価評価額が大きく変動する可能性があります。したがって、投資元本は保証されず、これを割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客様に帰属いたします。

手数料など諸費用について

(1)手数料

当サービスをお客様が利用するに当たり、以下の手数料を負担していただきます。

- ・運用報酬

預かり資産の時価評価額の0.99%(年率)

運用報酬の額の計算式は以下のとおりです。

(計算式)

手数料(1日当り) = (保有株の日々の時価評価額の合計 + 預かり現金) × 0.0099 ÷ 365 (小数点以下第6位切捨て)

- ・情報利用料

330円 (月額)

- ・買付手数料 (※IFAコースのみ発生する手数料です)

預かり資産として入金された金額の3.3%を入金の際に徴収させていただきます。ただし、入金額が運用開始金額に満たない場合は、初めて運用開始金額を満たしたときにそれまでの入金額の合計に対してまとめて買付手数料を徴収させていただきます。

※ 日々の時価評価額は直近最終営業日の終値により算出します。

※ 運用停止期間は上記サービス利用料は発生しません。

※ETFを含む証券投資信託の受益証券への投資に際しては、別に運用管理費用等（信託報酬やその他費用等）がかかります。

運用管理費用等は投資一任契約に基づきお客様資産に組み入れられる証券投資信託毎に、また、当該証券投資信託の運用状況等により変動するため事前に料率や上限額等を示すことはできません。（詳細はヘルプサイトをご確認ください。）

(2)手数料の徴収

・運用報酬

上記計算式による日々の手数料を、月初から月末までの期間を合算し月間の手数料金額とします(1円未満切捨て)。

上記の方法により計算された月間の手数料を、翌月第1営業日にお預かり金からの振替により徴収させていただきます。

ただし、当投資一任契約が終了した際、又は預かり資産を出金する際には、当社所定の方法により未払いの計算期間に係る手数料の徴収等をさせていただきます。

・買付手数料

預かり資産として入金後、2営業日後までに預かり金からの振替により徴収させていただきます。

ただし、入金額が運用開始金額に満たない場合は、初めて運用開始金額を満たす入金を行った2営業日後までに、それまでの入金額の合計に対してまとめて買付手数料を徴収させていただきます。

投資一任契約に係るリスクについて

当サービスのリスクは以下のとおりです。

- ・相場変動リスク

お客様が所有するポートフォリオを構成する国内株式、国内ETFの価格は大きく変動し、投資元本を割り込む場合があります。

- ・信用リスク

お客様が所有するポートフォリオを構成する国内株式、国内ETFの発行者などの信用状況に変化が生じた場合、当該投資対象の市場価格の変動によって投資元本を割り込む場合があります。

- ・流動性リスク

国内株式、国内ETFの取引は、市場環境の変化等により取引に支障をきたし、換金できないリスクがあります。

また、当サービスについてはクーリング・オフの対象にはなりません（金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません）。

金融商品取引契約(投資一任契約)の概要

- ・契約の締結手続き

お客様と当社の投資一任契約は、お客様が投資一任契約書等各種必要書面を確認し、それを承諾した時点で締結されます。

- ・サービス開始まで

当サービスは、お客様が当社と投資一任契約を締結し、当社が証券口座への入金を確認した後、預かり資産の運用を開始します。

- ・サービス内容

当サービスは、当社が保有する一定のロジックに基づき算出した複数のポートフォリオの中から景況感とポートフォリオの質問を通じてお客様に選択していただき、選択したポートフォリオの方針に沿った運用を行います。

・サービスの停止

当サービスは、お客様からお申し出があった場合、もしくはお客様の預かり残高の時価評価額が10万円を下回った場合、原則、当該条件に該当した日から2営業日以内に停止いたします。

ただし、当サービスが停止した場合でも、投資一任契約は自動的に解除されず、口座内の残高は維持されます。当サービスを過去に停止したお客様で、投資一任契約が解除されていない場合には、証券口座への入金を行うことで、当サービスを再開することができます。

運用の基本方針

当社が開発した独自アルゴリズムにより、6パターンの景況に対して頑健性のあるマルチファクター型のアルファ値を算出します。このアルファ値にリスクを傾けた国内株式、国内ETF（単位未満株も可）のポートフォリオをTOPIXに連動するよう最適化し、市場に連動しつつも市場を凌駕する可能性の高いインデックス連動型アクティブポートフォリオを予め複数構築します。一方、お客様にはご自身が持つ景況感をお示しいただき、その景況感に適した前述ポートフォリオ数本をご提案させていただきます。お客様はその中からご自身のリスク許容度に応じたポートフォリオをご選択いただき、証券口座へのご入金をもってポートフォリオの自

動運用を開始いたします。自動運用中は、ご提示いたしました運用方針を定量的に管理しながら運用を維持継続いたします。お客様はご自身の景況感の変化に沿って運用方針の変更を適時行うことが出来ます。

投資の方法及び取引の種類

預かり資産の運用方法は上述の方針に沿って作成されたポートフォリオでの運用となります。

ポートフォリオは、複数銘柄の国内株式、国内ETFで構成されております。

ポートフォリオとの乖離が認められる場合は自動でリバランスを行います。

取引はお客様が当社に開設した証券総合口座において行われます。

お客様がご自身で取引を行うことはできません。また、単元に満たない国内株式、国内ETFの取引を行うため、当社がお客様の売買の相手方となる店頭取引を行います。

投資判断の一任の範囲及び投資実行に関する事項

投資判断に係る一任の範囲は、ご契約に係る運用資産に係る有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の一切とし、その投資判断に基づく取引注文の発注に関し、お客様に代わってこれを行う権限の一切を委任していただくものとし、ただし、議決権の行使についてはお客様の判断によりお客様において行うこととし、当社はその判断やお客様に代わって行使を行いません。

投資一任契約に係る投資判断者の氏名

福田 雄一

投資一任契約に関する租税の概要

・個人の場合

配当金への課税

国内株式、国内ETFの配当金については、国内の源泉徴収税率20.315%を差し引いた金額がお客様へ入金されます。配当金は源泉徴収による課税が行われているため確定申告の必要はありませんが、譲渡損失と損益通算するためには、確定申告が必要です。

売却時

国内株式、国内ETFの売却時に利益が発生した場合、日本国内の課税対象となるため、確定申告が必要となる場合がございます。

税金・確定申告の詳細につきましては、所轄の税務署や税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

参考：【日本国内の源泉徴収税率】

20.315%(所得税15.315%、住民税5%)

※2013年1月1日から2037年12月31日まで、所得税額15%に対して2.1%を乗じた復興特別所得税が課されます。

・法人の場合

本サービスは法人口座の開設を受け付けておりません。

投資一任契約終了の事由

・当社は、お客様より、当社所定の手続きによる契約終了のお申出があった場合、原則お申出頂いた日から2営業日以内をもって投資一任契約を終了いたします。な

お、投資一任契約が終了した場合、当サービスも自動的に終了いたします。

- ・相続が開始された場合、投資一任契約は、相続人等からの通知等により相続開始を当社が確認した日から原則2営業日以内を契約終了日といたします。

- ・お客様が日本国内の非居住者となった場合、当社がその事実を確認した日から原則2営業日以内を契約終了日といたします。

- ・当社からお客様への連絡が取れない・郵便物不着等の問題が継続し、改善されない場合は、当社は投資一任契約を終了することがあります。

- ・投資一任契約が終了した際には、換金手続きを行う際に当社所定の方法によりお預かり金から未払いの計算期間に係る手数料を徴収させていただきます。

- ・また、お客様について下記の事由が発生した場合、当社は直ちに投資一任契約を終了できるものとしします。

- (1) 投資一任契約の契約事項のいずれかに違反した場合

- (2) 当社が必要と判断した投資一任契約若しくは細則の変更、又は当社の所定の約款等の変更に同意いただけない場合。

- (3) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算手続開始若しくは競売などの申し立てがあった場合。

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (5) お預かりしている有価証券、金銭等の資産に対して、仮差押、仮処分、若しくは差押の命令又は滞納処分の通知が発せられた場合。

- (6) お客様が、反社会的勢力であることが判明した場合。

- (7) 当社の所定の約款等に定める取引口座の解約の事由に該当し、当社が契約の解除の申出をした場合。

(8)ポートフォリオ構成銘柄の一部もしくは全ての銘柄名及び保有比率を公にする行為が行われた場合。

(9)上記以外で、当社が当投資一任契約の継続が困難と認める事情が生じた場合。

当社の概要

・商号等 株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号

・所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目8番地10号 住友不動産九段ビル9階

・加入協会 日本証券業協会、第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会

・資本金（資本準備金含む） 6,623,611,000円（2026年3月末現在）

・連絡先 株式会社スマートプラス・カスタマーサポートセンター

電話番号：0120-102-115（受付時間：平日8時30分から17時30分（祝日、年末年始を除く））

・苦情等の申出先 株式会社スマートプラス・コンプライアンス部

電話番号：050-1745-7336（受付時間：平日8時30分から17時30分（祝日、年末年始を除く））

電子メール：smartplus_compliance@smartplus-sec.com

・役員の氏名

代表取締役 小林 紀子

取締役	宮川	悠
取締役	下田	暁
取締役	中村	嘉孝
取締役	戸田	真史
取締役	齋藤	祐輝
取締役	林	良太
取締役	伊藤	祐一郎
監査役	赤井	厚雄

・苦情処理措置

お客様からのご意見・苦情等の窓口、また、お客様との紛争・トラブル解決のあっせん窓口（金融ADR制度）については以下の通りです。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等の窓口に関しては、前述のとおりです。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との苦情・紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。当社では、同制度に基づき、金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することによって、当社とのご対応でお客様が納得されない場合のあっせんを中立・公正な立場で行うことができます。

FINMAC連絡先

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目
1番1号 第二証券会館

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00 – 17:00（祝日等を除く）

URL: <http://www.finmac.or.jp>

なお、FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありませんので、ご留意願います。

・当社の財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査の有無

財務諸表監査の有無 あり

財務諸表監査の概要

監査人の名称：PwCあらた有限責任監査法人

監査意見：会社法第436条第2項第1号に基づく会計監査人監査 無限定適正意見

財務報告に係る内部統制の監査の有無：なし

受託業務に係る内部統制の保証業務の有無：なし

グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証の有無：なし

・当社が行う業務

当社は投資運用業のほかに第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。

2020年11月26日 株式会社スマートプラス

2021年3月26日 改定

2023年8月4日 改定

2024年5月1日 改定

2024年7月12日 改定

2026年5月1日 改定